

公告 1056 号

令和8年3月1日

高島屋健康保険組合
理事長 阿部 宗彦



任意継続被保険者の標準報酬の件

健康保険法第47条第2号の規定による当組合同約の定めた額の平均標準報酬月額並びに適用年月日は次のとおりであるから公告します。

記

- 1) 平均標準報酬月額
・令和7年9月末現在 367,504円

- 2) 標準報酬月額
・標準報酬月額 360,000円

- 3) 適用年月日
自 令和8年4月 1日
至 令和9年3月31日

以上